

大和市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第23号

大和市都市公園条例の一部を改正する条例

大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第24条第6号中「前条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第40条第2号中「損傷」を「損傷し、」に改める。

第41条第1項中「中止」を「中止し、」に改める。

第55条を削る。

第54条中「第5条の3」を「第5条の11」に改め、同条を第55条とする。

第53条中「前条の過料」を「同条の過料」に改め、同条を第54条とし、第52条を第53条とし、第51条の次に次の1条を加える。

（委任）

第52条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、本則の改正規定は、公布の日から施行する。